

はしがき

高齢化が進展する社会経済情勢や国民の意識の変化を踏まえ、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が平成 30 年 7 月 6 日に参議院で可決成立し、7 月 13 日に公布されました。

この改正により、配偶者の居住権を確保するための方策の創設、遺産分割等に関する見直し、自筆証書遺言の方式緩和、遺言執行者の権限の明確化、法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設、遺留分制度に関する見直し、相続の効力等に関する見直し、特別の寄与制度の創設が行われました。これらの改正は、税理士業務に直接的に又は間接的に関係してくる事項が多く含まれています。

相続税法の改正により、平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続等から、相続税の基礎控除が改正前の 6 割の水準に引き下げられ、国税庁の公表資料によりますと、相続税の申告割合は、平成 27 年分と平成 28 年分はそれぞれ 8.0% と 8.1% となり、基礎控除の引下げ前の平成 26 年分の 4.4% から大幅に増加しています。

今後も、相続に関連する実務については、これまで以上に納税者からの相談が増加することが予想され、こうした要請に対して適切に助言していくためには、今回の民法改正に関連した実務書が必要になるものと考えられます。

そこで、税理士と税理士事務所のスタッフの方たちに読んでいただくことを前提に本書を執筆いたしました。改正の背景のほか、税理士業務に係る留意事項など、実務に必要な関連事項はできる限り盛り込みました。

また、「平成 31 年度税制改正の大綱」（平成 30 年 12 月 21 日、閣議決定）の内容も取り込んでいますので、配偶者居住権の評価方法や特別寄与料に係る税務の取扱いについても解説しています。

本書が読者の皆様の実務のお役に立つことができれば幸いです。
最後になりましたが、株式会社日本法令出版部出版課の竹渕学氏の助言と励ましにより、本書を刊行することができました。心から感謝申し上げます。

平成 31 年 1 月

税理士 上西 左大信

適用関係

配偶者居住権の創設等がされる改正法の施行日を定めた政令が平成 30 年 11 月 21 日に公布された。これにより、今回の改正に係る事項のすべての施行日が明らかになった。

原則として、平成 31 年（2019 年）7 月 1 日以後の相続（遺贈を含む）に改正法が適用されることになるが、配偶者居住権、自筆証書遺言の方式緩和及び法務局における遺言書の保管については、適用期日が相違している。また、仮払い制度等には、経過措置が設けられている。

| 法律名 | 内 容 | 施行日等 |
|---------------------|---|--|
| 民法及び 家事事件 手続法 | 配偶者の居住の権利 配偶者短期居住権 配偶者居住権 | 平成 32 年（2020 年） 4 月 1 日以後の相続に適用 |
| | 遺産分割等 持戻し免除の意思の推定規定 仮払い制度 ^(注 1) 分割前に処分された遺産の取扱い 遺産の一部分割 等 遺言制度等 自筆証書遺言の方式緩和 ^(注 2) 遺贈義務者の引渡義務等 遺言執行者の権限の明確化 等 遺留分制度の見直し 減殺請求権の効力等 遺留分算定方法の見直し 等 | 原則： 平成 31 年（2019 年） 7 月 1 日以後の相続に適用 例外： (注 1) 平成 31 年（2019 年）7 月 1 日前の相続でも、同日以後に預貯金債権が行使されるときには適用 (注 2) 平成 31 年（2019 年）1 月 13 日以後の自筆証書遺言に適用 |

| | | |
|--------------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 法務局における 遺言書の 保管等に 関する 法律 | 自筆証書遺言書の保管制度 | 平成 32 年（2020 年） 7 月 10 日より適用 |
|--------------------------------------|--------------|---------------------------------|

「民法第 909 条の 2 に規定する法務省令で定める額を定める省令」（法務省令第 29 号、平成 30 年 11 月 21 日公布）により、「民法第 909 条の 2 に規定する法務省令で定める額は、150 万円」とされた。

これにより、計算式と上限額は、次のようにになった。

〔単独で払戻しをすることができる額〕

| | |
|-----|---|
| 計算式 | 相続開始時の預貯金債権の額 × 3 分の 1 × 当該払戻しを求める 共同相続人の法定相続分 |
| 上限 | 150 万円 |

目 次

第1章

配偶者居住権と 配偶者短期居住権

| | |
|-------------------------|----|
| I 配偶者居住権と配偶者短期居住権 | 2 |
| ① 概要—配偶者短期居住権と配偶者居住権の異同 | 2 |
| ② 配偶者居住権の概要 | 3 |
| ③ 配偶者短期居住権の概要 | 4 |
| ④ 民法での位置づけ | 4 |
| II 配偶者居住権 | 6 |
| ① 創設の要点 | 6 |
| (1) 新たな権利の創設 | 6 |
| (2) 改正前制度の問題点 | 6 |
| (3) 改正による改善 | 7 |
| ② 条文の確認 | 8 |
| (1) 配偶者居住権の意義 | 8 |
| (2) 配偶者が配偶者居住権を取得する要件 | 8 |
| (3) 配偶者居住権の発生後の規律 | 11 |
| (4) 持戻し免除の意思の推定 | 12 |
| ③ 審判による配偶者居住権の取得 | 12 |
| ④ 配偶者居住権の存続期間 | 13 |

| | |
|----------------------------|----|
| ⑤ 配偶者居住権の効力 | 14 |
| (1) 登記請求権 | 14 |
| (2) 第三者対抗要件 | 15 |
| (3) 配偶者居住権の財産性 | 16 |
| (4) 配偶者居住権の評価 | 17 |
| ① 中間試案／17 | |
| ② 日本不動産鑑定士協会連合会の提案／17 | |
| ③ 配偶者居住権の簡易な評価方法／17 | |
| (5) 配偶者居住権の税務上の評価方法 | 22 |
| ① 平成31年度税制改正／22 | |
| ② 実務上の影響—計算の合理性と簡便性—／23 | |
| ③ 物納と登録免許税／24 | |
| ④ 小規模宅地等の特例／25 | |
| ⑥ 配偶者による使用及び収益 | 25 |
| (1) 使用及び収益 | 25 |
| ① 配偶者による使用／25 | |
| ② 配偶者による収益／26 | |
| ③ 居住建物の増改築等／26 | |
| ④ 配偶者短期居住権との相違／26 | |
| ⑤ 配偶者居住権の消滅事由／27 | |
| (2) 譲渡 | 27 |
| ① 非譲渡性／27 | |
| ② 譲渡不可となった経緯／27 | |
| ③ 譲渡不可の理由／27 | |
| ④ 税理士の視点／28 | |
| ⑦ 居住建物の修繕等 | 29 |
| (1) 居住建物の修繕 | 30 |
| (2) 「通常の必要費」の負担 | 30 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| (3) 「通常の必要費以外の費用」の支出 | 31 |
| (4) 税務との関係 | 32 |
| ⑧ 居住建物の返還等 | 33 |
| (1) 居住建物の返還 | 33 |
| (2) 原状回復義務等 | 34 |
| ① 附属物の収去義務／35 | |
| ② 配偶者の原状回復義務／35 | |
| (3) 配偶者居住権の期間満了等 | 35 |
| ① 期間満了による配偶者居住権の終了／37 | |
| ② 配偶者の死亡による終了／37 | |
| ③ 損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間 の制限／37 | |
| ④ 転貸の効果／37 | |
| ⑤ 居住建物の全部滅失等による配偶者居住権の終了／37 | |
| ⑨ 税理士の助言業務 | 37 |
| (1) 配偶者居住権の評価 | 37 |
| (2) 居住建物の評価の変動 | 38 |
| (3) 二次相続の検討 | 40 |
| III 配偶者短期居住権 | 41 |
| ① 創設の要点 | 41 |
| ② 創設の背景—改正前制度の限界— | 41 |
| ③ 配偶者短期居住権 | 44 |
| (1) 配偶者短期居住権の意義 | 45 |
| (2) 配偶者短期居住権が認められない場合 | 45 |
| (3) 配偶者短期居住権の存続期間 | 45 |
| (4) 居住建物取得者による使用の妨害 | 46 |

| | |
|---------------------------|----|
| (5) 配偶者短期居住権の消滅の申入れ | 46 |
| (6) 財産性 | 46 |
| (7) 配偶者短期居住権の評価 | 46 |
| ④ 配偶者による使用 | 47 |
| (1) 配偶者による使用 | 47 |
| (2) 第三者の使用 | 47 |
| (3) 配偶者短期居住権の消滅 | 47 |
| ⑤ 配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅 | 48 |
| ⑥ 居住建物の返還等 | 48 |
| ⑦ 準用規定 | 49 |
| (1) 配偶者短期居住権の譲渡 | 49 |
| (2) その他 | 49 |

第2章 遺産分割等に関する見直し

| | |
|-----------------------------------|----|
| I 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与 | 52 |
| ① 改正の要点 | 52 |
| (1) 改正前の問題点 | 52 |
| (2) 改正によるメリット | 54 |
| ② 推定規定の創設 | 55 |
| (1) 改正後の条文 | 55 |
| (2) 用語の意義 | 56 |
| (3) 民法903条1項 | 57 |
| ① 持戻しの制度の趣旨／57 | |
| ② 特別受益財産の範囲—遺贈—／58 | |

| | |
|----------------------------|----|
| ③ 特別受益財産の範囲—生前贈与—／58 | |
| ④ みなし相続財産／59 | |
| ⑤ 相続分／60 | |
| ⑥ 税法上のいわゆる「持戻し」／62 | |
| (4) 民法 903条2項 | 63 |
| (5) 民法 903条3項 | 69 |
| (6) 民法 903条4項 | 71 |
| ① 持戻し免除の意思表示があった場合の遺産分割／71 | |
| ② 実務への影響等／72 | |
| II 仮払い制度等の創設 | 74 |
| ① 改正の要点 | 74 |
| ② 可分債権と不可分債権 | 74 |
| (1) 民法の規定 | 74 |
| (2) 実務面からの検討 | 75 |
| (3) 学説 | 76 |
| (4) 従来の最高裁判例 | 77 |
| (5) 従来の最高裁判例の下での預貯金債権の分割 | 78 |
| ① 可分債権一般／78 | |
| ② 問題点／78 | |
| ③ 「平成28年最高裁決定」の内容 | 82 |
| ◆最高裁決定（平成28年12月19日） | 82 |
| ④ 新たな検討課題の発生 | 84 |
| (1) 分割協議における問題点 | 84 |
| (2) 資金需要の例 | 84 |
| (3) 仮払い制度の創設 | 85 |
| ○家庭裁判所の判断により、預貯金の払戻しを認める | |

| | |
|--|----|
| 場合／86 | |
| (4) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを 認める場合 | 87 |
| | |
| III 一部分割 | 88 |
| | |
| ① 改正の要点 | 88 |
| ② 見直しの必要性 | 88 |
| ③ 改正条文の確認 | 89 |
| (1) 907条1項 | 91 |
| (2) 907条2項 | 91 |
| (3) 907条3項 | 91 |
| ④ 実務への影響 | 92 |
| | |
| IV 遺産の分割前に遺産に属する財産が 処分された場合の遺産の範囲 | 93 |
| | |
| ① 改正の要点 | 93 |
| ② 改正前の問題点 | 93 |
| (1) 事例による理解 | 93 |
| (2) 見直しの必要性 | 95 |
| ① 司法判断／95 | |
| ② 学　　説／96 | |
| ③ 改正条文 | 98 |

第3章 遺言制度に関する見直し

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| I | 自筆証書遺言の方式緩和 | 102 |
| ① | 改正の要点 | 102 |
| ② | 遺言制度の概要 | 102 |
| (1) | 遺言の効力 | 102 |
| (2) | 遺言の方式 | 103 |
| ① | 遺言の種類／103 | |
| ② | 普通方式遺言の概要／104 | |
| ③ | 改正の必要性 | 105 |
| ④ | 改正の内容 | 107 |
| (1) | 条文の確認 | 107 |
| (2) | 実務の対応 | 109 |
| ① | 改正後の条文の概要／109 | |
| ② | 実際の自筆証書遺言／109 | |
| ③ | 税理士の実務上の留意事項／113 | |
| II | 自筆証書遺言に係る遺言書の 保管制度の創設 | 114 |
| ① | 創設の要点 | 114 |
| (1) | 創設のポイント | 114 |
| (2) | 創設の必要性 | 114 |
| (3) | 遺言検索システムの不存在 | 116 |
| (4) | 創設の方向性 | 116 |
| ② | 保管制度の創設 | 118 |

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 対応方法 | 118 |
| (2) 法律制定の目的（法案の提出理由） | 118 |
| ③ 保管制度の内容 | 118 |
| (1) 趣 旨 | 118 |
| (2) 遺言書保管所 | 119 |
| (3) 遺言書保管官 | 119 |
| (4) 遺言書の保管の申請 | 119 |
| ① 形 式／119 | |
| ② 遺言書保管所／119 | |
| ③ 申 請 書／120 | |
| ④ 遺言者本人による手続／120 | |
| ⑤ 遺言書保管官に対する申請等／121 | |
| (5) 遺言書保管官による本人確認 | 121 |
| (6) 遺言書の保管等 | 121 |
| ① 遺言書の保管／121 | |
| ② 遺言書の閲覧／122 | |
| (7) 遺言書に係る情報の管理 | 122 |
| (8) 遺言書の保管の申請の撤回 | 122 |
| (9) 遺言書情報証明書の交付等 | 123 |
| (10) 遺言書保管事実証明書の交付 | 123 |
| (11) 遺言書の検認の適用除外 | 124 |
| (12) 手 数 料 | 124 |
| (13) 行政手続法の適用除外等 | 124 |
| (14) 政令への委任 | 124 |
| (15) 施 行 日 | 124 |
| ④ 税理士業務への影響等 | 125 |
| (1) 保管制度の利用の助言 | 125 |
| (2) 保管制度の利用の確認 | 125 |

| | |
|-------------------------|-----|
| III 遺贈義務者の引渡義務等 | 126 |
| ① 改正の要点 | 126 |
| ② 改正の内容 | 126 |
| (1) 債権法改正の影響（民法 998） | 126 |
| (2) 民法 998 条の新設に伴う改正 | 128 |
| ① 民法 1000 条／128 | |
| ② 民法 1025 条に「錯誤」の追加／128 | |
| IV 遺言執行者の権限の明確化等 | 131 |
| ① 改正の要点 | 131 |
| ② 遺言執行者の指定と選任等 | 131 |
| (1) 遺言執行者の指定 | 131 |
| ① 遺言執行者の指定／132 | |
| ② 遺言執行者の指定の委託／132 | |
| (2) 遺言執行者の任務の開始 | 132 |
| (3) 遺言執行者に対する就職の催告 | 133 |
| (4) 遺言執行者の欠格事由 | 134 |
| (5) 遺言執行者の選任 | 135 |
| (6) 相続財産の目録の作成 | 136 |
| (7) 遺言執行者の権利義務 | 137 |
| ① 遺言の内容の実現／137 | |
| ② 遺贈の履行／138 | |
| ③ 委任の規定の準用／138 | |
| (8) 遺言の執行の妨害行為の禁止 | 139 |
| ① 執行を妨げる行為の禁止／139 | |

| |
|---------------------------------------|
| ② 絶対的無効の見直し／139 |
| ③ 相続債権者等の権利行使の容認／140 |
| (9) 特定財産に関する遺言の執行 141 |
| ① 遺言の執行の範囲／141 |
| ② 特定財産承継遺言（2項）／142 |
| ③ 預貯金債権である場合／142 |
| (10) 遺言執行者の地位 → 遺言執行者の行為の効果 145 |
| (11) 遺言執行者の復任権 146 |

第4章 遺留分に関する見直し

| |
|---|
| I 金錢的請求権 150 |
| ① 改正の要点 150 |
| ② 遺留分制度 151 |
| (1) 概要 151 |
| (2) 遺留分の帰属及び割合 151 |
| (3) 司法判断 152 |
| (4) 改正前民法の規定 153 |
| ③ 改正の内容 154 |
| (1) 改正前民法 1040条及び 1041条の削除 154 |
| (2) 民法 1046条1項の新設 155 |
| ① 金錢的請求権／155 |
| ② 遺留分侵害請求権の期間の制限／155 |
| ③ 受遺者等が無資力の場合／156 |
| ④ 受遺者又は受贈者の請求による金錢債務の支払に 係る期限の許与／156 |

II 遺留分を算定するための財産の価額等 157

| | |
|---|-----|
| ① 改正の要点 | 157 |
| ② 改正の必要性 | 157 |
| (1) 最高裁判決による条文の解釈 | 157 |
| (2) 改正前の問題点 | 158 |
| (3) 改正の方向性 | 159 |
| ③ 改正の内容 (相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律) | 159 |
| ◆民法特例—除外合意・固定合意— | 161 |
| ④ 負担付贈与 | 164 |
| ⑤ 不相当な対価による有償行為 | 164 |
| ⑥ 遺留分侵害額の請求 | 164 |
| ⑦ 受遺者又は受贈者の負担額 | 166 |
| ◆負担の順序 | 166 |
| ① 受遺者と受贈者の優先劣後／166 | |
| ② 同時に利益を受けた場合／167 | |
| ③ 受贈者が複数ある同時でない場合／167 | |
| ⑧ 債務の取扱い | 167 |
| (1) 見直しのポイント及び必要性 | 167 |
| (2) 改正条文 | 168 |

第5章 相続の効力等に関する見直し

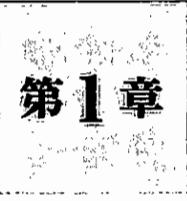
| | |
|-----------------------------|-----|
| ◆ 相続の効力等に関する見直し | 172 |
| ① 改正の要点 | 172 |
| ② 改正の必要性 | 172 |
| ③ 共同相続における権利の承継の対抗要件（新設） | 174 |
| (1) 概要 | 174 |
| (2) 「債権以外の権利」の場合における第三者との関係 | 175 |
| ○条文の理解／175 | |
| (3) 債権の場合における第三者との関係 | 176 |
| ① 対象となる債権／176 | |
| ② 条文の理解／177 | |
| ③ 具体的な手続／178 | |
| ④ 義務の承継 | 178 |
| (1) 相続分の指定 | 178 |
| (2) 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使 | 180 |

第6章 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策 —特別の寄与—

| | |
|--------------|-----|
| I 創設の要点 | 184 |
| ◆ 特別の寄与制度の創設 | 184 |

| | |
|--------------------------|-----|
| II 改正前の問題点 | 186 |
| ① 寄与分制度 | 186 |
| (1) 寄与分の条文 | 186 |
| (2) 寄与分制度の創設の趣旨と背景 | 187 |
| (3) 問題点 | 187 |
| ② 特別の寄与の内容 | 188 |
| ③ 認められる寄与の程度と金額 | 190 |
| (1) 東京高裁平成22年9月13日決定 | 190 |
| (2) 東京家裁平成12年3月8日審判 | 191 |
| (3) 横浜家裁平成6年7月27日審判 | 193 |
| (4) 神戸家裁豊岡支部平成4年12月28日審判 | 194 |
| (5) 東京高裁平成元年12月28日判決 | 195 |
| III 他の制度による救済の可否 | 196 |
| ① 準委任契約に基づく請求 | 196 |
| (1) 準委任の規定 | 196 |
| (2) 療養看護への当てはめ | 196 |
| ② 事務管理に基づく請求 | 197 |
| (1) 事務管理の規定 | 197 |
| (2) 療養看護への当てはめ | 198 |
| ③ 不当利得返還請求による解決 | 199 |
| (1) 不当利得の返還義務 | 199 |
| (2) 療養看護への当てはめ | 199 |
| ④ 特別縁故者制度の利用 | 200 |
| (1) 特別縁故者 | 200 |

| | |
|------------------------|------------|
| (2) 療養看護への当てはめ | 201 |
| ⑤ まとめ | 201 |
| IV 改正法と位置づけ | 202 |
| ① 新設された条文 | 202 |
| ② 条文の民法体系での位置づけ | 203 |
| ③ 対象者 | 203 |
| ④ 手続 | 205 |
| (1) 請求 | 205 |
| (2) その後の協議等 | 205 |
| (3) 家庭裁判所への請求期限 | 205 |
| (4) 家庭裁判所による特別寄与料の額の算定 | 206 |
| (5) 特別寄与料の上限 | 206 |
| (6) 特別の寄与料の負担 | 206 |
| V 実務への影響等 | 207 |
| ① 特別寄与料に係る税務 | 207 |
| (1) 平成31年度税制改正 | 207 |
| (2) みなし遺贈 | 208 |
| (3) 2割加算 | 209 |
| (4) 申告期限 | 209 |
| (5) 相続人の処理 | 209 |
| ② 遺言書作成に係る助言業務 | 210 |



第1章

配偶者居住権と 配偶者短期居住権

I 配偶者居住権と配偶者短期居住権

① 概要—配偶者短期居住権と配偶者居住権の異同—

時系列的にみると、遺産の分割による場合には、自動的に配偶者短期居住権が先行して発生し、その後の分割協議により配偶者居住権が発生することとなる。もっとも、配偶者居住権が遺言により遺贈の目的とされたときは、当初より配偶者居住権が成立することがある（配偶者がその特定遺贈を放棄することもあり得る）。

この配偶者に係る居住権を認める理由は、次のとおりである。

| 区分 | 共通の目的 | 個別の目的 |
|----------|--------|---|
| 配偶者短期居住権 | 配偶者の保護 | 配偶者の居住権を短期的に保護する。 |
| 配偶者居住権 | | 配偶者の居住権を長期的に保護する。 配偶者が居住建物以外の財産をより多く取得することができるようとする。 |

配偶者の居住権を保護する観点においては、配偶者短期居住権も配偶者居住権も同様であるが、配偶者居住権の場合は、その評価額を所有権である場合の評価額よりも低くすることにより、配偶者が居住建物以外の財産をより多く取得することができるようになることも目的となっている。

なお、「中間試案」の段階では、配偶者の居住権を「短期居住権」と「長期居住権」と区分していたところ、改正民法においては、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」とされている。単純に短期と長期で区分できるとは限らず、「短期居住権」（最低6か月保

証される) よりも短いこととなる「長期居住権」(現実的ではないが、存続期間を3か月とすることも可能である) も存在し得ることを踏まえて、文言を「配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」としたものである。

実務上、「配偶者居住権」を「長期居住権」と称しても、支障はない。

(用語の変更)

| 中間試案の段階の表記 | 民法上の文言 |
|------------|----------|
| 短期居住権 | 配偶者短期居住権 |
| 長期居住権 | 配偶者居住権 |

② 配偶者居住権の概要

配偶者保護に資するために配偶者居住権が創設された。その配偶者居住権は、配偶者が居住建物の所有権を遺産分割で取得する場合において、その評価額が高い場合には、遺産分割において、その居住建物以外の財産を十分に取得することができずに、老後の生活資金を十分に確保することができないといった事態が発生することもある。配偶者居住権は、そのような事態に対処するための方策である。

ここでいう配偶者居住権とは、所有権とは異なるもので、居住建物を使用収益することができる新たな権利で、その評価額を所有権よりも低くすることにより、配偶者が居住建物以外の財産をより多く取得することができるようにするという考えに基づいている。

法制審議会の民法（相続関係）部会において取りまとめられた「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（以下「要綱案」）」では、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有の建物を対

象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者居住権を取得させることもできるようになると整理されている。

③ 配偶者短期居住権の概要

配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合に、配偶者の短期的な居住の利益を保護するために、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間、無償でその建物に住み続けることができる権利である。

④ 民法での位置づけ

民法第5編中の第8章（遺留分）を改正後の第9章とし、いつたん新設された第9章（特別の寄与）を第10章として順送りし、空いたところ第8章として「配偶者の居住の権利」の章が設けられた。条文技術的なことは措き、第8章は、「第1節 配偶者居住権」と「第2節 配偶者短期居住権」で構成されることとなった。

第5編 相 続

- 第1章 総則
- 第2章 相続人
- 第3章 相続の効力
- 第4章 相続の承認及び放棄
- 第5章 財産分離

第6章 相続人の不存在

第7章 遺言

第8章 配偶者の居住の権利〔新設〕

　第1節 配偶者居住権

　第2節 配偶者短期居住権

第9章 遺留分

第10章 特別の寄与〔新設〕

時系列的には、最も事例として多いと思われる分割協議の場合は、「配偶者短期居住権」が先で、「配偶者居住権」が後になるが、条文に沿って、以下、逐条的に新設条文を確認していく。

II 配偶者居住権

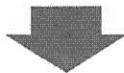
① 創設の要点

(1) 新たな権利の創設

配偶者に、居住建物の所有権を取得することのほか、配偶者居住権を取得することを選択肢として付与することとされた。

配偶者居住権とは

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）を新設する。



- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって

配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

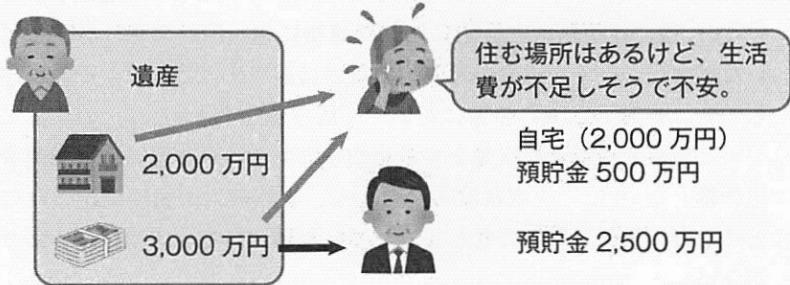
（出典） 法務省ホームページ

(2) 改正前制度の問題点

上述のとおり、居住建物の所有権を取得することにより、それ以外の財産の取得が限定される事態が発生すると、配偶者の生活に支障が生ずる恐れがある。

配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

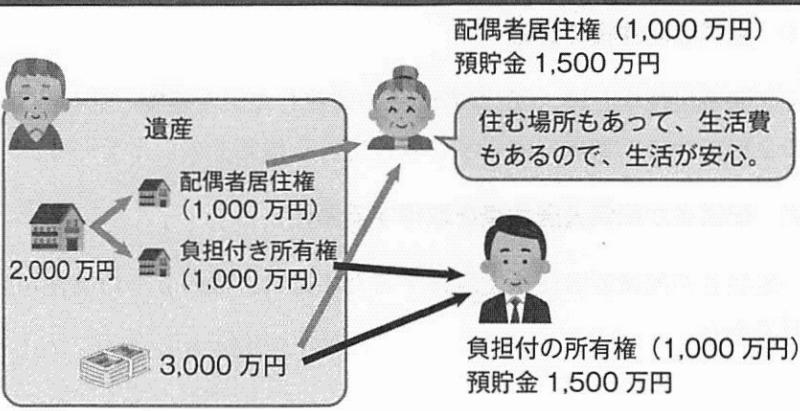
例：相続人が妻及び子、遺産が自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合
妻と子の相続分=1:1(妻2,500万円 子2,500万円)



(出典) 法務省ホームページ

(3) 改正による改善

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



(出典) 法務省ホームページ

② 条文の確認

(配偶者居住権)

第 1028 条 被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

- 一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
- 2 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。
- 3 第 903 条第 4 項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

(1) 配偶者居住権の意義

配偶者居住権とは、「配偶者がその居住していた建物（居住建物）の全部について無償で使用及び収益をする権利」のことをいう。

(2) 配偶者が配偶者居住権を取得する要件

配偶者が配偶者居住権を取得するためには、次の 2 つの要件が必要である。

著者略歴

上西 左大信（うえにし・さだいじん）

1957年 大阪市生まれ

80年 京都大学経済学部卒業

85年 公益財団法人松下政経塾卒塾（1期）

現在 税理士、上西左大信税理士事務所所長

日本税理士会連合会・調査研究部特命委員、同・税制審議会専門副委員長、償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会委員（以上、現任）、事業承継協議会・相続関連事業承継法制等検討委員会委員、政府税制調査会・専門家委員会特別委員、税理士試験（第61回・第62回・第63回）試験委員、中小企業政策審議会臨時委員、政府税制調査会特別委員、法制審議会民法（相続関係）部会委員 他

<著 書>

- ・『今年の税制改正のポイント』共著（清文社、2006年～2018年の各年）
- ・『Q&A 実務に役立つ法人税の裁決事例選』監修（清文社、2018年）
- ・『新版 稅務会計学辞典』共著（中央経済社、2017年）
- ・『改正民法（相続関係）超要点整理』（日本法令、2016年）
- ・『スキヤナ保存制度』共著（税務研究会、2016年）、他多数